

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。
この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和７年１月２４日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 入札に付する事項

(１) 物品・委託役務の名称	令和７年度公立保育所等ねずみ及び害虫駆除等総合防除業務
(２) 物品・委託役務管理番号	13060061
(３) 物品委託役務内容	公立保育所及び認定こども園の調理室において、ねずみ及び害虫の防除を行うもの。
(４) 納入・履行期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで
(５) 納入・履行（就業）場所	寺西保育所ほか２３施設
(６) 予定価格	落札後公表
(７) 最低制限価格	なし
(８) 入札方式	一般競争入札
(９) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和７～１０年東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全＞害虫防除駆除<ねずみ等害虫>
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店をいい、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所をいう。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所をいう。 ※東広島市外に本店を有する者における東広島市内の営業所は、法人市民税の申告のあることに加え、当該営業所が営業所等所在調書（令和７～１０年物品役務等競争入札参加資格審査申請書様式第３号）により、本市から営業所としての認定を受けていること。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和７年１月２４日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和7年1月24日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和7年1月24日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和7年1月24日～ 令和7年1月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 / ファクシミリ番号 082-422-6669 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年2月5日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年2月12日～ 令和7年2月13日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年2月14日 午後2時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）

電話番号 082-420-0930

ファクシミリ番号 082-431-0077

令和 7 年度公立保育所等ねずみ及び害虫駆除等総合防除業務 仕様書

1 業務名

令和 7 年度公立保育所等ねずみ及び害虫駆除等総合防除業務

2 目的

本業務は、東広島市立保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）調理場において衛生的で安全な環境を保つため、安全な薬剤・資材を有効適切に使用しねずみ及び衛生害虫の発生、侵入の防止、侵入経路の遮断をすることを目的とする。
※衛生害虫：ゴキブリ、ハエ、蚊、病原微生物を媒介する等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある虫。

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

寺西保育所ほか 2 3 施設（別紙参照）

5 業務に当たっての基本事項

- （1）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）第 1 2 条の 2 第 1 項第 7 号の建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けていること。
- （2）厚生労働省による「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 2 9 年 6 月 1 6 日改正）及び「建築物環境衛生維持管理要領」（平成 2 6 年 3 月 3 1 日改正）に準じて行うこと。
- （3）乳幼児を対象とする保育施設であることを充分理解した上で業務を行うこと。
- （4）ねずみ及び衛生害虫に関する保育所等からの質疑に対し、迅速かつ的確に回答すること。

6 業務の内容

（1）ねずみの調査・防除

- ア 調理室・食品庫の生息調査を年 1 0 回（4・6・7・8・9・1 1・1 2・1・2・3 月）、次のとおり行うこと。
 - （ア）目視による調査（足跡・糞など）
 - （イ）試験餌による喫食調査
 - （ウ）調査用トラップによる捕獲調査

イ 生息調査結果により、ねずみの発生が認められた場合は、各施設長と協議の上、対策（薬剤処理、捕獲等）を速やかに講じること。また、侵入経路を調査すること。

（２）衛生害虫の調査・防除

ア 調理室・食品庫の衛生害虫の生息調査を年１０回（４・６・７・８・９・１１・１２・１・２・３月）、次のとおり行うこと。

（ア）調査用トラップによる捕獲調査

（イ）必要に応じてピレスロイド系エアゾールによるブラッシング

（ウ）目視による痕跡調査（本体・卵など）

イ 生息調査結果により、衛生害虫の発生が認められた場合は、各施設長と協議の上、対策（薬剤処理等）を速やかに講じること。

（３）ねずみ及び衛生害虫総合防除

年２回（５・１０月）、調理室内・食品庫及びその周辺に発生するねずみ及び衛生害虫防除作業を行うこと。

（４）その他、保育所等における衛生管理に万全を期するために臨時の対応が必要となる場合は双方協議の上、対応を決定する。

７ 使用する薬剤

使用する薬剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第１４条又は第１９条の２の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。なお、薬剤の使用に当たっては、事前に製品安全データシートを提出すること。

８ 業務従事者

（１）業務責任者は、防除作業監督者の資格者であること。

（２）業務従事者は、検便検査（検査項目 赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌（Ｏ－１５７を含む））の結果で異常を認められなかった者であること。なお、検便検査は毎月業務開始日までに行うこと。

９ 業務の報告事項

（１）業務従事者の所属・氏名を保育課に報告し、有資格者証の写しを添付すること。

（２）検便検査の結果報告を毎月保育課に提出すること。

（３）生息調査報告書及び防除作業報告書を実施月の末日までに保育課及び各保育所等に提出すること。生息調査報告書には、配置した調査用トラップの場所を示し

た平面図を記載すること。その後に配置場所を変更した場合も同様とする。また、設置した調査用トラップごとに捕獲されたねずみ及び衛生害虫の種類と捕獲数がわかるようにすること。

10 業務にあたっての留意点

- (1) 使用薬剤の安全管理には万全の注意を払うこと。特に殺鼠剤については、安全な配置、安全な回収を図ること。殺虫剤の散布については、調理器具・食品等を汚染しないように留意すること。
- (2) 保育所等の運営の支障とならないこと。
- (3) 業務従事者は常に健康に留意し、業務実施時には、清潔な白衣・帽子・マスク及び専用の靴を着用することとし、その場合の白衣等の費用は受注者の負担とする。

11 委託料の支払い

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
4月から2月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
3月履行分	円	完了払

- (2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。
- (3) 部分払の額は、契約金額を12で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

12 その他

- (1) 受注者は、実施日時について各保育所等と調整の上、月ごとの予定表を作成し、前月25日までに保育課に提出すること。なお、業務実施時間は、調理作業時間を避けるため、15時から各保育所等の閉所時間までを原則とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は双方協議の上、対応を決定するものとする。

13 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係
電 話 (082) 420-0934
F A X (082) 422-6669

別紙

地区	番号	保育施設名	所 在 地	電話番号	調理施設 面積 (㎡)
西条	1	寺西保育所	西条町寺家 7735-3	082-423-4138	30.8
	2	西条東保育所	西条西本町 11-24	082-423-6987	53.3
	3	板城保育所	西条町森近 966-1	082-425-1101	44.8
	4	郷田保育所	西条町郷曾 11133-2	082-425-0576	40.2
	5	御菌宇幼稚園	鏡山 3-6-27	082-422-4640	70.4
八本松	6	吉川保育所	八本松町吉川 351-1	082-429-1055	20.6
	7	原保育所	八本松町原 6782-1	082-429-0950	24.2
志和	8	志和堀保育所	志和町志和堀 839-6	082-433-2515	53.7
高屋	9	高屋東保育所	高屋町白市 631-1	082-434-0303	48.7
	10	小谷保育所	高屋町小谷 1694	082-434-0537	32.0
	11	造賀保育所	高屋町造賀 3686	082-436-0012	44.0
	12	高屋中央保育所	高屋町中島 407	082-434-4032	40.9
黒瀬	13	板城西保育所	黒瀬町小多田 438-1	0823-82-5051	52.8
	14	上黒瀬保育所	黒瀬町南方 1411	0823-82-5243	41.0
	15	乃美尾保育所	黒瀬町乃美尾 2131	0823-82-5241	41.0
	16	中黒瀬保育所	黒瀬町丸山 1453-4	0823-82-3122	46.1
	17	暁保育所	黒瀬町津江 857	0823-82-3121	41.2
福富	18	認定こども園くば	福富町久芳 3327	082-435-2034	24.6
	19	認定こども園たけに	福富町下竹仁 534-2	082-435-2371	12.0
豊栄	20	認定こども園とよさか	豊栄町鍛冶屋 577-1	082-432-2019	50.1
河内	21	河内西保育所	河内町河戸 802-2	082-438-0283	18.2
安芸津	22	木谷保育所	安芸津町木谷 11218-1	0846-45-4322	20.3
	23	三津保育所	安芸津町三津 5545-2	0846-45-2170	59.1
	24	風早保育所	安芸津町風早 367-3	0846-45-1476	23.9